

アプライドスタープラチナプレミアム W-G 会員規約 Vol.9

第1章 総則

第1条（規約の適用）

- 本規約は、アプライド株式会社(以下、「弊社」といいます。) が提供するサービス(以下、「本サービス」といいます。) の契約者に遵守いただく規約となります。本サービス申し込み時点で、本規約に同意したものとさせていただきます。
- 弊社は、日本国内に居住または滞在 중인お客様のみを対象として、日本国内においてのみ本サービスを提供いたします。

第2条（会員）

- 本サービスをお申し込みの際は、本規約をご承諾いただいたうえで、弊社で行う審査、承認を得た方をアプライドスタープラチナプレミアム会員 (以下、「本会員」といいます。)とさせていただきます。
- 弊社が審査のうえ入会を承認した本会員に対して、弊社はアプライドスタープラチナメンバーズカード(以下、「本カード」といいます。)を発行させていただきます。本サービスは、お申し込みいただいた機器(以下、「サービス対象機器」といいます。)に対して付与されるサービスです。サービス対象機器は、本サービスお申し込み時に製品型番とシリアル(製造)番号を登録したパソコン及びデジタル機器 1台のみとします。本会員が虚偽のうえ利用した場合、本会員に対し弊社指定のテクニカルサービス料金表による利用料金を請求させていただきます。
- 本会員の加入した本サービスのお支払いは、本会員が入会申込時に支払い方法として指定したクレジットカードによる月額支払い、またはその他弊社が定める方法とさせていただきます。支払いに関しては、第 5 章第 19 条に準じます。また、料金等の引落しは本サービスお申込時のクレジットカード会社または取納代行会社の利用規約に準じます。

第3条（アプライドスタープラチナメンバーズカードの管理）

- 本カードは弊社の管理するお客様番号と本カードに記載されているお客様番号により関連付けられた本会員以外は使用できません。
- 本カードの所有権は弊社にあります。本会員は、善良なる管理者の注意をもって本カード及び本カード情報を使用し管理しなければなりません。また、本会員は他人に対し、本カードを貸与、預託、譲渡すること、また、本カード情報を預託、もしくは使用せしめるを一切してはなりません。本カードの紛失に対して発生し得るいかなる損害も弊社はその責を負わないものとします。万一、本カードを紛失した場合は再発行が必要になりますので、本サービスをお申し込みいただいた弊社店舗にご連絡ください。紛失・盗難時に付与されていたポイント残高は返還されません。また、再発行に際しては、第 3 章第 11 条に準じた手数料 1,100 円(税込)が発生します。
- 本カードによって、本サービスに加入した本会員であることが証明されます。本カードがないと本サービスにて提供されるサービスや特典を利用できないことがあります。

第4条（アプライドスタープラチナメンバーズカードの機能）

- 本カードを店頭にて提示することにより、本サービス内のご契約プランに含まれる付属のサービスをご利用いただくことができます。
- 本カードにはアプライドメンバーズカードのポイント機能が付いております。本カードにポイントを暗蔵していただくことにより、アプライド各店にて支払いにご利用いただくことができます。

第5条（規約の変更）

弊社は、本会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。本規約の変更は、変更後の規約を弊社ホームページ（<http://www.applied-g.jp/premiumwg.pdf>）に掲示し、掲示後は特に定めがない限り本会員全員に対して変更後の規約を適用するものとします。

第2章 本サービス

第6条（本サービス内容と範囲）

- 本サービスは、お申し込み時に登録いただいた製品型番とシリアル(製造)番号が一致するサービス対象機器 1 台のみを対象とします。但し、プレミアム WG

- Pro プランに加入の場合は、弊社指定の台数を本サービス対象とします。一部、対象外となる機器がございます。尚、製品型番とシリアル(製造)番号の登録が確認できない場合は、本サービスは一切適応されません。
- 本サービスは、本カード、もしくは本カード番号を提示し、各サービスの含まれたプランに加入されていることが確認され、かつサービス対象機器に限り適用されます。また、お申し込み時に登録いただいた同一住所での利用に限り、本サービスは適応されます。それら以外について、本サービスは一切適応されません。また、本サービスを提供または運営するための諸規定もしくは、個別規約及び注意事項は、本利用規約の一部を構成するものとします。
- プレミアム W 会員サービス内容と範囲

- 本サービスは、プレミアム W サービス、プレミアム G&W サービス、大学生向けプランの G&W48+学割サービス、プレミアム WG Pro プランがあります。各サービスは、次の第 6 条第 3 項(i)のサービスの組み合わせにより提供されます。(1)弊社が提供する本サービスは、①店頭サポート、②電話/リモートサポート、③パソコン定期検査サービス(P 検)、④出張サポートがあります。また、個別のサービスを解約・変更することはできません。(2)①の店頭サポートは、テクニカルサポートメニューに明記している会員価格にて提供します。その他サポートメニューについては、弊社の定める料金が必要となります。(3)②の電話/リモートサポートは本会員専用のナビダイヤルで行い、サポートに係る通信料金は本会員負担となります。1 回のサポート時間は 30 分までとし、その操作説明・トラブル解決は、弊社の定める範囲内でのサポートとなります(別紙「電話リポートサポートサービスガイド」を参照ください)。30 分を超える場合は、①の店頭サポート、または④の出張サポートを案内します。尚、電話/リモートサポートは全ての問題解決を保証するものではありません。(4)③のパソコン定期検査サービスは、契約期間内に限り、本サービス開始日の前後 1 ヶ月内に定期検査を 1 回受診できます。定期検査サービスは店頭お持ち込みの上、数日間お預かりでの作業となります。(5)④の出張サポートは、お申し込み時に登録いただいた同一住所に限り、出張基本料及び弊社が指定するテクニカルサポートメニューのみを無料で提供します。また、弊社が定める出張サービスエリア外(目安:弊社店舗から 15km 圏外)は、別途訪問外料金が必要になる場合や出張サービスを提供できない場合があります。訪問時間帯は 11 時～18 時までとし、1 回の現地作業時間が 60 分を超える場合は、一時切り上げを相談する場合があります。(6)④の出張サポートは月間利用回数 3 回を上限とします(プレミアム WG Pro プランに加入の場合も同様です)。利用回数については、トラブル解決までを 1 回とし、その判定は弊社が行うものとします。上限回数を超えるサービスを提供する場合や、対象外のテクニカルサポートメニューを提供する場合には、弊社の定める追加料金を支払いいただくこととなります。訪問は、本会員から依頼を受けてから都度弊社にて日時調整します。尚、依頼日当日の訪問は基本行っておりません。(7)不要パソコンの引き取りは台数 2 台までとし、記録媒体の物理破壊、もしくはデータ消去は本会員の申し出により行うこととします。データ消去の際の証明書発行を本会員が必要とする場合は有償となり、証明書発行料金 2,200 円(税込)が必要となります。引き取った機器の処分については弊社に一任され、いかなる場合も返却できません。
- プレミアム G 会員サービス内容と範囲本サービスには、プレミアム G&W サービス、大学生向けプランの G&W48+学割サービス、プレミアム WG Pro プランがあります。(1)弊社が提供する本サービスは、店頭での①ウイルス駆除、②マルウェア駆除、③月1回のパソコンのセキュリティ無料検査によるメンテナンスが全てのプランに含まれます。また、個別のサービスを解約・変更することはできません。(2)本サービスはあくまで弊社が指定するウイルス対策ソフトのサポート有効期間内であるサービス対象機器を対象とします。(3)①②の店頭サポートは、テクニカルサポートメニューに明記している会員価格にて提供します。その他サポートメニューについては、弊社の定める料金が必要となります。店頭お持ち込みで数日間お預かりでの作業となりますが、未知なる脅威や重大な影響を及ぼすウイルスの感染等の場合は、本サービスでも復旧できない場合があります。(4)③のセキュリティ無料検査サービスは、毎月1回、ウイルス、広告詐欺に感染していないかの定期検査を受診できます。セキュリティ無料検査サービスは、店頭お持ち込みで数日間お預かりでの作業となります。なお、このセキュリティ無料検査サービスは、ウイルス・マルウェア等含む全ての潜在的な脅威を阻止・検出することを保証するものではありません。(5)弊社の都合でなく、本会員の故意の操作によるウイルス、広告詐欺のパソコンへの取り込みに関する駆除の場合は、原則、本サービスの保証は適用されないものとします。また、その判定は弊社が行うものとします。
- 本サービスは、PC の操作・入力代行作業、バンドルソフトやフリーソフト、雑誌の付録ソフト、LAN・ネットワーク環境の構築・設定、プログラミング開発支援

- (HTML、マクロ、VBA、Access 等)、マクロ財務関数、統計関数、データベース関数、オプションや株取引、その他売買取引等、ご契約に関するサポート等(その他これらに限りません。)、はサポート対象外となります。また、著作権の侵害等、法や条例に抵触する内容の作業・サポートは行わないこととします。本会員の虚偽により、派生した権利侵害や損害に對し弊社は責任を負わないこととします。
- 弊社は、すべてのテクニカルサービスに際し、弊社の作業に故意又は重過失が認められない限り、損害(既に導入されているソフトウェア、データ等の破損・消失を含む。)を賠償する責を負わないものとします。また、弊社の作業に故意又は重過失が認められる場合であっても、賠償する損害は、機械の損害のみを対象とし(機械内側のデータ消失等は対象外とします。)、その上限は、該当機器の修理代金又は同等機器の購入代金のいずれか低額のものとなります。但し、本条項は、本会員が消費者契約法上の「消費者」に該当する場合で、弊社に故意又は過失が認められる場合には適用しないものとします。
- 弊社の都合でなくハードウェア・ソフトウェアを追加した場合は、本サービスの保証はできないものとします。また、その判定は弊社が行うものとします。
- ご購入のパソコンの初期不良などによる交換後の再設定、復旧も本サービスにより適用します。再設定、復旧とはサービス対象機器を購入時の状態に戻すことをい、本会員の保存したデータのバックアップ、本会員自身により導入したソフトウェア・周辺機器の設定は、本会員の申し出による追加サービスメニューとなります。
- 弊社は本サービス提供において、弊社の故意または重過失に起因する場合を除くいかなる場合においても、弊社の責に帰すことのできない事由による損害、弊社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益、派生的損害、第三者から本会員に対してなされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破損、変更、または消滅については、責任を負わないものとします。
- 弊社は、本サービスの全部または一部を弊社が選定した協力会社へ委託する場合があります(対象機器の発送・配達・荷受けを含む。)。この場合、弊社の責任の範囲は当規約の各条項に定める内容と同様とします。
- 次の各号に該当する場合は弊社の判断によりサービスの提供を中止します。(1)サービスに必要な情報を開示いただけない場合(2)指定暴力団、非指定暴力団、総会合、反社会的組織に属する可能性があることと判断した場合(3)暴力的な言動があり、サービスをご利用することについて不適當であると判断した場合(4)違法、または違法と思われる行為やサービスを要求された場合(5)メーカーサポート終了等弊社に起因しない事由により、サービス提供が不可能と判断した場合
- 弊社は、本会員への事前の通知なくして本サービスの内容、名称、または仕様等の全部または一部を中止、停止、変更することがあります。その内容は、弊社ホームページ (<http://www.applied-g.jp/premiumwg.pdf>)にて本会員が随時通知します。

第3章 契約

第7条（契約の申込）

- 会員契約の申込は、本規約に同意のうえ弊社所定の申込用紙への記入、または弊社所定のオンライン手続きへの入力、かつ、弊社指定の料金お支払い方法に同意いただくことをもって、受付をさせていただきます。
- 弊社は、前項の受付がなされたとき、申込者に対し本サービスを利用するための会員番号を交付します。
- 申込時に定められたサービス開始日よりプレミアム W サービスは 60 ヶ月、プレミアム G&W サービスとプレミアム WG Pro プランは 24 ヶ月、36 ヶ月、60 ヶ月、大学生向けプランの G&W48+学割サービスは 48 ヶ月を契約期間とします。
- 契約期間満了後の更新は、本会員からの解約の申し出がない限り、1 年毎の自動更新になります。なお、一括払い(分割払い含みます。)の場合は、契約期間満了時点で自動解約となります。
- 未成年者及び後期高齢者(満 75 歳以上)の申込は、成年ご家族(但し、後期高齢者は除きます。)の同伴、かつ成年ご家族の申込同意が必要となります。

第8条（申込の承諾）

- 会員契約は前条に定める申込に対し、弊社がこれを審査のうえ承諾したときに成立します。但し、申込より 6 ヶ月未満での解約については、加入特典として商品の値引きサービスを受けた方または加入特典プレゼントを受領された方を除き、第 6 条第 3 項、第 4 項の各プランに定める本サービスを本会員が一度も利用していないことを弊社が確認した場合に限り、解約違約金を全額免除するものとします。
- 弊社は、次の各号の場合には、会員契約の申込を承諾しないことがあります。また、弊社は、会員契約成立後であっても、次の第 1 号に該当することが判明した場合には、弊社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除すること

ができるものとします。ただし、次の第 2 号、第 4 号、第 5 号の場合には弊社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内には是正されないときには、弊社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができますものとします。

- (1)会員契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2)申込者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあると弊社が判断した場合
- (3)過去に会員契約及びその他弊社が提供するサービス契約について、解除またはサービスの利用を停止されていることが判明した場合
- (4)申込者が未成年者及び後期高齢者(満 75 歳以上)等であって、会員契約の申込にあたり成年ご家族(但し、後期高齢者は除きます。)の同意を得ていない場合
- (5)その他会員契約の申込を承諾するところが、技術上または弊社の業務の遂行上著しい支障があると弊社が判断した場合
- 3 前項に従い、弊社が会員契約の申込の不承諾または会員契約の解除を行うまでの間に発生した料金等について、申込者は、第 5 章の規定に準じてこれを支払うものとします。

第9条（契約事項の変更等）

- 本会員は、その氏名、住所または連絡先等に変更があった場合は、速やかにその旨を弊社所定の方法により弊社に届け出るものとします。
- 本会員は原則として、会員契約プランの変更はできません。
- 本会員は、次の各号の変更を希望する場合には、弊社所定の方法により、弊社に申し込むものとします。(1)本サービス契約期間満了自動更新時のオプションサービスの解約・変更(2)料金等の支払方法に利用するクレジットカードの情報等の変更(3)サービス対象機器の変更
- 前項第 1 号オプションサービスの解約・変更について、弊社に通知のあった日を含む月の末日にオプションサービスの変更があったものとします。但し、法人契約の場合は担当店舗ご確認ください。
- 前項第 3 号サービス対象機器の変更について、一度サービス対象を変更した機器に再度登録を変更することはできないものとします。また、サービス対象機器がリコールなどにより商品変更になった場合は、サービス対象機器の登録変更を行うものとします。なお、中古 PC 販売時限定 1 年間プラン:プレミアム WG ミニ 12 については、本サービス対象機器の登録を原則として変更することはできません。
- 弊社は、前項の変更申込があった場合は、第 7 条の規定に準じて取り扱います。
- 弊社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、第 8 条第 2 項の規定に基づき本サービスの利用について変更された事項を適用します。

第10条（権利の譲渡等）

- 本会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更に供する等の行為をすることができません。
- 本会員が死亡した場合は、同一住所のご家族の申し出により、本サービスを受け権利を同一住所のご家族の方のみ承継することができることとします。その場合、改めて弊社所定のお支払い手続きを行う必要があります。
- 弊社は、本会員の死亡の事実を知ったときは、同一住所のご家族の申し出がない場合、その時点で会員契約の解除があったものとして取り扱います。なお、この場合に限り残存債務は免除されることとします。

第11条（「スタープラチナメンバーズカード」再発行）

弊社は、本会員が本カードを紛失、盗難、毀損、滅失等で、弊社が認めた場合に限り再発行を認めるものとします。なお、この場合、本会員は再発行手数料 1,100 円(税込)の負担が必要となります。

第12条（会員が行う契約の解除）

- 本サービスは申込より、24 ヶ月以上、36 ヶ月以上、48 ヶ月以上、60 ヶ月以上の使用を前提としたもので、契約プランにより月額サービス料金が割引されています。中途解約の場合、本会員は契約プラン終了までの残月数に税別月額料金を乗じた金額の20パーセントを解約違約金として一括して支払うものとし、自動更新後も同じものとします。但し、申込より 6 ヶ月未満での解約については、加入特典として商品の値引きサービスを受けた方または加入特典プレゼントを受領された方を除き、第 6 条第 3 項、第 4 項の各プランに定める本サービスを本会員が一度も利用していないことを弊社が確認した場合に限り、解約違約金を全額免除するものとします。

- 本会員は、契約期間途中に会員契約を解除しようとするときは、弊社所定の方法によりその旨を弊社に通知するものとします。当サービスは弊社に通知のあった日を含む月の末日に会員契約の解除があったものとします。但し、法人契約の場合は担当店舗でご確認ください。
- 解約後は、第6条第3項、第4項の各プランに定める全てのサービスを受ける権利が消滅します。
- 本サービス中の個々での解約はできないものとします。但し、弊社がオプションサービスとして定めるサービスに関しては、契約期間満了自動更新時のみ解約・変更できるものとします。
- 弊社は、解約の効力が発生するまでに本会員から受領した利用料金その他金銭について、サービスの利用がなかったこと等の事情の一切を問わず、返還しないものとします。
- 前項の場合において、その利用中に係る本会員の一切の債務は、会員契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第13条（契約解除の通知）

- 契約の解除は、契約期間内の場合は、本サービスをお申し込みいただいた弊社店舗にご連絡ください。契約期間満了時は、弊社店舗または弊社の定める事務局にご連絡いただき、受付完了後の契約期間満了日をもってサービスを終了させていただきます。
- 契約期間満了時の解約については、満了日の6ヶ月前より受付可能となり、満了日の1ヶ月前までにお申し出ください。

第4章 利用中止、利用停止及び弊社が行う契約の解除

第14条（利用中止）

- 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本会員による本サービスの利用を中止することがあります。
 - 弊社の本サービス用の設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - 災害等により本サービスの全部または一部が提供できなくなった場合
 - 本会員もしくは第三者による本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える行為、または本会員もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合
- 弊社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を本会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。弊社は、前各号による本サービスの中止に伴い本会員、または第三者が被った被害に対しこの規約で定める以外、その一切の責を負わないものとします。

第15条（利用停止）

- 弊社は、本会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、当該会員による本サービスの利用を通知することなしに停止することがあります。
- 会員契約に関して弊社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - 支払期日を過ぎても料金を支払わない場合
 - クレジットカードによる料金等の支払方法を選択した本会員が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合
 - 破産手続き開始または再生手続を開始の申立があった場合
 - 第6章第21条に反した場合
 - 前各号の他この規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合

第16条（弊社が行う契約の解除）

- 弊社は、前条の規定により本サービスの利用停止を受けた本会員が弊社から期間を定めた催告を受けたにも関わらず、なおその事由が解消されない場合には、その会員契約を解除することができるものとします。
- 本会員が前条各号所定の事由に該当し、弊社業務の遂行に支障をきたすと弊社が判断した場合には、本サービスの利用停止をしないで、弊社所定の方法で通知することにより会員契約を解除することができるものとします。
- 前項の規定により会員契約が解除された場合、本会員は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、第12条第1項に定めた金額を直ちに支払うものとします。

第5章 料金等

第17条（料金等）

料金等の具体的な額は、弊社指定の本サービス料金表によるものとします。また、弊社の都合により本サービスの料金を変更することがあります。

第18条（料金等の計算方法等）

- 弊社は、本サービスの料金について、申込時に定められたサービス開始日の日付から1ヶ月の間(以下「料金月」といいます。)を単位として計算します。
- 弊社は本会員の利用料金の計算を利用月の前月末日に計算し、確定します。
- 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することがあります。

第19条（料金等の支払方法）

- 本会員は、次の方法により料金等の支払いを行うものとします。
 - クレジットカードによる月額料金支払い
 - その他弊社が定める方法
- 料金等の支払いの前提第1号に定めるクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジットカード会社の利用規約において定められた振替日に本会員指定の金融機関の預金口座から引き落とされるものとします。
- 弊社は本会員に対し、料金月の利用分の請求を、本会員が本サービスの料金等の支払に指定している当該収納代行会社に対し、毎月行うものとします。本会員は毎月継続して同様に支払うこととします。
- 本会員は、クレジットカードの会員番号や有効期限に変更があった場合、遅滞なく弊社にその旨を申し出るものとします。
- 弊社はクレジットカードによりお支払いいただいた料金に関して、領収書を発行する義務を負いません。本会員は指定したクレジットカードによって支払ったサービス使用料金等の料金について、弊社からの領収書を請求しないことを承諾することとします。
- 前項の規定にかかわらず、本サービスの料金について、その全部または一部の支払時期を変更させていただくことがあります。
- 弊社は、本会員に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、本会員に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の営業許可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。本会員は、この債権譲渡を承諾するものとします。

第20条（延滞利息）

- 本会員は、本サービスの料金(延滞利息を除きます。.)に於いて支払期日を経過してもなお弊社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として弊社が指定する期日までに支払うものとします。
- 弊社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第6章 会員の義務

第21条（会員の義務）

- 本会員は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - 本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
 - 他の会員の会員番号等を不正に取得もしくは使用し、または他の会員もしくは自己の会員番号等を不正に他の会員もしくは第三者に使用させる行為
 - 他の会員、弊社もしくは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - 他の会員、弊社もしくは第三者を誹謗中傷しまたはその名誉もしくは信用を傷つけるような行為
 - 他の会員、弊社もしくは第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為
 - 詐欺等の犯罪に結びつく行為
 - 他の会員、弊社もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、他の会員、弊社もしくは第三者が迷惑感を抱く電子メールを送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の会員、弊社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に違反する行為(以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。)
 - わいせつ、児童ポルもしくは児童虐待または若年者にとって不適当もしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に違反する行為

- 本会員もしくは第三者の設備等または本サービス用設備に過大な負荷を与える行為
- 10)事実と反する情報または意味のない情報を送信する行為
- (11)その他法令に違反しまたは公序良俗に反する行為
- (12)その他本サービスの運営を妨げるような行為
- (13)その他全各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
- 本会員は、本サービスの利用及びその結果につき自ら責任を負うものとし、万一、本サービスの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の会員または第三者から何らかの請求がなされたまたは訴訟が提起された場合、当該本会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとします。

第7章 雑則

第22条（会員への通知）

- 弊社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他弊社が適当であると判断する方法により、本会員に随時必要な事項を通知するものとします。
- 弊社から本会員への通知は、前項に基づきその内容が本サービス用設備に入力された日に効力を生じるものとします。

第23条（著作権等）

- 別段の定めのない限り、本サービスにて提供される全ての情報に関する著作権その他の知的財産権は、弊社または当該サービス提供各社に帰属するものとし、また、各情報者の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、弊社に帰属するものとします。
- 本会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、弊社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、公衆送信する行為等をその方法の如何を問わず自ら行ってはならず及び第三者をして行わしてはならないものとします。

第24条（機密保持及び個人情報の取扱い）

- 弊社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密情報（個人情報及び通信の秘密を含みます。）を厳重に管理し、機密情報を保護するために合法的な予防措置を実施するとともに、第三者に開示・漏洩しないものとします。機密情報のうち、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいい、個人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等を含むがこれに限らない。）については、個人情報の保護に関する法律、その他の法令、各種ガイドラインを遵守します。弊社は本会員が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何らの責任も負わないものとします。ただし、個人情報に関わる問題が発生した場合は個別に対応します。
- 弊社では、以下の目的のために契約者の個人情報を利用します。
 - 本サービス・インターネットなど、弊社サービスを提供するため
 - アフターサービスを行うため
 - 請求を行うため
 - 本会員に有用と思われる情報の提供に利用するため
 - 本会員に個別にご了解いただいた目的に利用するため
- 契約者は、前項利用目的のために、弊社が、個人情報の一部を個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で外部業者へ委託することに了承するものとします。弊社が保有する個人情報の取り扱いを外部委託するときは、契約により情報管理を徹底すると共に弊社の責任において、委託業者に対して適切な管理・監督を行います。
- 弊社では、法令の規定に基づき利用または提供しなければならない時を除いて、個人情報の本会員の同意なしに第三者へ提供することはないものとします。この規定は、本サービスの契約が終了した後も継続するものとします。
- 弊社は、本会員の個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などが起こらないよう適切な安全管理策を実施し、厳重に管理します。ただし、弊社デユィカルサービスをご利用の際は作業内容によって、弊社にて本会員のサービス対象機器をインターネットに接続、または、本会員の画像、音楽、個人情報、他人の個人情報等(以下「個人情報」といいます。))を複製、格納等することがございますが、本会員自身にてバックアップ後、消去してお持ちください。弊社では、本会員のサービス対象機器内の個人情報データに関しての消去、流出、毀損、変化等に関しては、弊社が管理責任を持たないと共に、保証いたしません。
- 弊社は、本会員から弊社が管理している本会員の個人情報について開示の請求があった場合は、原則として開示します。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、当該請求にかかる個人情報の全部または一部を

- 開示しないことがあります。その場合には、本会員に理由を通知します。
- 申請書に記載されている住所と弊社の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合
 - 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
 - ご提出いただいた申請書類に不備があった場合
 - 弊社の業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合
 - 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれのある場合
 - 他の法令に違反することとなる場合
 - 万一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、弊社は速やかに訂正または削除に応じます。
 - 弊社は、本会員等が入会の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、解約の手続きを取ることがあります。

第25条（本サービスの廃止）

- 弊社は、本サービスの全部または一部を変更、追加及び廃止することがあります。
- 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に本会員に告知します。

第26条（準拠法）

本約款の成立、効力、履行及び解釈については、日本国法に準拠するものとします。また、本規約不しい、本サービスに関して紛争が生じた場合には、訴訟に応じて福岡地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに本会員も弊社も同意するものとします。

第27条（その他）

本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、本会員と弊社の間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。

附 則

この会員規約の第7条第5項、第8条第2項(4)、第12条第1項但書は、平成28年8月17日以降に会員になった者に適用するものとします。

この会員規約の第7条第3項、第13条第2項、第18条第1項は、平成30年1月2日以降に会員になった者に適用するものとします。

この会員規約の第12条第1項は、令和元年9月11日以降の中途解約について適用するものとします。

この会員規約の第13条は、令和元年10月1日以降より適用するものとします。

この会員規約の第1条第2項、第6条第2項、第4項、第9条第4項、第12条第1項、第2項については、令和3年12月1日以降より適用するものとします。

この会員規格の第9条第4項、第12条第2項については、令和4年1月1日以降より適用するものとします。

この会員規約の第12条第1項については、令和5年6月1日以降より適用するものとします。

なお、金額の表記については法改正に対応して変更するものとします。

アブラード株式会社

〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵 3-3-1